

令和5年度税財政等に関する提案（ポイント）

1 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対応

- ① 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の更なる充実等
- ・地方創生臨時交付金について、今後の感染状況や経済状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じるとともに、繰越要件の緩和や対象事業の拡大等を図ること。
 - ・緊急包括支援交付金について、引き続き、医療提供体制強化等に必要な財源措置を確実に講じ、更なる増額を図ること。
 - ・感染症法等の一部を改正する法律(案)の施行に伴い新たに生じる経費については、現在の新型コロナ対策の枠組みと同様、国の責任において所要の財源を確保すること。仮に地方負担が求められる場合にあっては、国庫補助の更なる嵩上げや交付金等により、地方負担の極小化を図るとともに、十分な地方財政措置を講じること。

2 地方一般財源総額の確保・充実等

- ① 地方交付税を含む地方一般財源総額の確保・充実
- ・今後、社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和5年度においても、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。
 - ・令和5年度から実施される地方公務員の段階的な定年引上げにより、退職手当の支給が大幅に減少する年度が生じるが、地方財政計画において退職手当の支給に必要となる財源を安定的に確保するための方策を講じること。
- ② 国土強靭化の強化、物流・人流ネットワークの早期整備・活用及び公共施設等の適正管理
- ・物価が高騰する中でも「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等を着実に実施できるよう、対策完了後も見据えつつ、必要かつ十分な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。
 - ・公共施設の脱炭素化をより一層推進できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」について、より弾力的で柔軟な運用・拡充を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。
- ③ 臨時財政対策債の縮減等
- ・臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行い、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保し、その償還財源についても確実に確保すること。

3 デジタル田園都市国家構想の推進等

① 地方創生の取組に必要な経費及び「デジタル田園都市国家構想交付金」等の継続・拡充

- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」などの地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。
- ・すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、「地域デジタル社会推進費」などの地方のデジタル改革の実現に必要な経費を拡充・継続すること。
- ・新たに創設される「デジタル田園都市国家構想交付金」については、地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、地方の意見等を十分踏まえ、その使途拡大や運用の更なる改善を図ること。

② デジタル社会の実現に向けた税財政措置等

- ・地方自治体の情報システムの「ガバメントクラウド」への移行等に伴い、今後新たに生じる運用経費等については、国において十分な費用を負担すること。
- ・地方団体がデジタル化に取り組む上で不可欠なデジタル人材の確保・育成のために必要な財政措置を講じること。
- ・マイナンバーカードの交付率の普通交付税の算定への反映については、普通交付税の趣旨を十分に踏まえた上で、地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映する指標としての観点から検討すること。また、「デジタル田園都市国家構想交付金」の申請条件等への反映については、様々な事情により地方団体ごとの交付率に差が生じている現状等を十分に踏まえた上で、地方の意見を十分に踏まえた制度設計を行うこと。

③ 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

- ・結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組の推進など、子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援を拡充するとともに、子ども関連施策の多くを担う地方への財政措置を拡充すること。
- ・出産・育児等における伴走型相談支援の充実など、子ども支援策の恒久的な充実を実施する場合には、その地方負担分については、恒久的な税財源を確保すること。

④ 脱炭素施策への財政措置

- ・地域脱炭素の取組を加速していくため、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の大胆な拡充等に取り組むとともに、当該交付金を含む国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業に対して、十分な地方財政措置を講じること。

4 税制抜本改革の推進等

① 自動車関係諸税の見直し

- ・環境性能割についてはインセンティブ機能を一層発揮できるようにすべきであり、また、種別割では電気自動車・燃料電池車に最低税率（25,000円）が適用されていることやグリーン化特例でハイブリッド車等が「経年車重課」の対象となっていないこと等への対応を検討すべきとの指摘がある。検討にあたっては、地方に多くの雇用を抱える自動車産業への影響に配慮しつつ、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるようにすること。

② 外形標準課税のあり方の検討

- ・外形標準課税は、対象法人数はピーク時の約3万社（2006年度（平成18年度））と比べ、3分の2まで減少しており、制度趣旨に沿わない実態が明らかとなってきた。地域経済への影響や納税者及び課税庁の事務負担に配慮するとともに、安定的な税収や税負担の公平性の確保等の観点から、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて見直すこと。

③ 国際課税ルールの見直しに伴う対応

- ・経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益が日本に配分され課税される場合（第1の柱）や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合（第2の柱）には、地方の税源となるべき部分が含まれると考えるべきであり、今後、法制度の整備を進めていく際は、納税者の事務負担等にも配慮し、地方税源部分については国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど、適切に制度を構築すること。